

王子労基署からのお知らせ

(令和3年2月)

☑ 職場における新型コロナウイルス感染症対策の実施状況を確認しましょう!

取組の5つのポイント（実施できていれば☑）

- ☐ テレワーク・時差出勤等を推奨しています。
- ☐ 体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
- ☐ 職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
- ☐ 休憩所、更衣室などの”場の切り替わり“や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
- ☐ 手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

①すべての確認事項に☑がつかない場合
リーフレット「職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため～取組の5つのポイント～を確認しましょう!」に掲載された「職場における感染防止対策の実践例」などを参考に職場での対応を検討の上、実施してください。

②すべての確認事項に☑がついた場合
厚生労働省ホームページに掲載された「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」などを活用して、引き続き、職場の実態に即した対策を労使で検討してください。

知らないうちに、拡めちゃうから。



STOP!
感染拡大
— COVID-19 —

※リーフレット、チェックリストは王子労働基準監督署安全衛生担当窓口に準備しております。

詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

緊急事態宣言	延長	職場	検索
--------	----	----	----



☑ **慌ただしい年度末を「ゼロ災害」で乗り切りましょう！**



安全第一

●令和2年における東京都内の労働災害発生状況
(令和3年1月末現在)

死亡災害 34人

・・・前年同期比10名の減少

休業4日以上之死傷災害 9,864人

・・・前年同期比0.9%の減少

●年度末は慌ただしい時期であり、労働災害の増加が懸念されることから、3月までの年度末を「ゼロ災」で乗り切りましょう！

●事業場におかれては、下記を参考に自主的な取組をお願いします。

4S活動(整理・整頓・清潔・清掃)

安全総点検 経営トップによるパトロール

経営トップ、各管理者、労働者の全員参加により「安全宣言」活動を行い、宣言に基づく取組を事業場一丸となって推進する

☑ **緊急事態宣言を受けた労働基準監督署の対応について**

相談、届出・申請などは「電話」、
「電子申請」・「郵送」をご活用ください。

【電話による相談などが可能な主なもの】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による労働相談
- ・解雇、雇止め、配置転換、賃金の引下げ、労災補償などのあらゆる分野の労働相談

【電子申請や郵送による届出・申請などが可能な主な手続き】

- ・労働基準法に基づく36協定や就業規則の届出 など
- ・労働安全衛生法に基づく労働者死傷病報告 など
- ・労働者災害補償保険法に基づく労災請求 など

【インターネットによる情報収集が可能な主なもの】

- ・労働者の労働条件、安全や衛生に関する各種情報

詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。



緊急事態宣言 労働基準監督署 対応

検索